



発行所 秋田県合川町役場 責任者(広報係) 松橋新一 (勤務課 電話 4番・14番) [発行部数 2,600]

町民の審判下る!!

新しい町議会議員きまる

任期満了による合川町の議会議員選挙は、去る三月十六日告示らしい三十二人の候補者によって街頭や個人演説会など活発な選挙戦を展開、二十六日投票、即日開票の結果、次の人々が当選とさまり、今後四カ年間にわたる町づくりにあたることになった。

町議会議員

- 当選 (定員二十六人)
- 三〇三 五八八 福岡 六蔵
- 二四九 四五一 福岡金四郎
- 二四六 斎藤 孝蔵
- 二四〇 米倉 甚逸
- 二二八 松橋彦左衛門
- 二二五 桜井与之助
- 二二二 桜井 良蔵
- 二〇八 米倉 甚逸
- 一九九 三浦 富司
- 一九七 後藤 要助
- 一九六 庄司 博
- 一九五 藤島伊八郎
- 一九一 藤島伊八郎
- 一九〇 金田悦財門

議長に桜井与之助氏

町議会の構成きまる

改選後、初の町議会は、等について協議したところ、去る三日午前十時から役場新しい町議会の構成が次のように決った。

公示

昭和三十九年度に係る固定資産課税台帳の統一について

縦覧期間 四月二十五日から五月十四日まで

縦覧の場所 合川町役場東、西、北の三地区

町議会議員の構成

総務財政委員会 工藤文之助、小林貞雄、吉田武治、山田宇三郎、成田長夫、金田一蔵、福岡六蔵、三浦甚助

教育民生委員会 庄司博、関喜兵衛、桜井良蔵、佐藤伊右衛門、小野安之助、藤島伊八郎、金田悦財門、松橋彦左衛門

経済土木委員会 三浦富司、米倉甚逸、後藤要助、佐藤一郎、高橋仁一郎、木村恒三、斎藤孝蔵、福岡金四郎

事務の仕組みと係職員かわる

役場では、四月一日から事務機構を改めるとともに職員配置がえを行なった。これは、さきごろ開かれた町議会で山田町長が明らかにした町(部落)づくりを中心とした新年度の施政方針にもとづいて行なわれたもので、これまでの財政課と企画建設課が廃止となり、新たに企画財政課と税務課が設置され、さらに課別の分担事務の一部変更などが行なわれたので、各課の仕

企画財政課

- 課長 土濃塚一郎
- 重要政策の企画、陳情請願、行政資料収集調査、新町建設 金田 仁市
- 町づくり部落づくり、各課の総合調整 和田 勇治
- 予算の編成執行、町債、財務審査、保安部屋之助
- 基本財産造成、町財産の管理 斎藤 信一

税務課

- 課長 成田 源蔵
- 土地家屋台帳、納税組合諸証明、貯蓄 山田 一郎
- 町税の賦課及び徴収 中島 清一
- 佐藤昭蔵、鈴木一男、藤島幸一、疋田久人

教育委員会

- 庶務、学務、村形殿丸
- 安部綱江
- 社会教育 和田 勇治
- 公民館 山岡 一男

農業委員会

- 庶務、農地調整、農政、事務局長 桜田芳之助
- 維持取得資金、労働力調整 小林 富男
- 文書受付、窓口 桜井 浩子

東保育所

- 主任保母 亀谷 禅法
- 保母見習 庄司 昌子
- 保母見習 菊地 キヨ
- 松岡ハナ、松橋恵美子

西保育所

- 主任保母 保坂 高雄
- 保母見習 工藤 玉子
- 保母見習 奥田 誠子
- 福岡 敬子

北保育所

- 主任保母 佐々木徹堂
- 保母見習 高橋 陽子
- 保母見習 小笠原サダ
- 保母見習 菊地 佑子

合川病院

- 院長 神 均
- 事務長 木村 修司
- 医師(外科) 松野 耕一
- 医師(内科) 大川 俊作
- 薬剤師 田中 俊作
- 看護師(助手) 佐藤 礼子
- 看護婦(長) 斎藤 順子
- 内科 高橋 和子
- 内科 高橋 イヨ
- 内科 桜田百合子
- 内科 田中のり子
- 内科 柴田美恵子
- 内科 金田 正蔵
- 内科 山岡 哲郎
- 内科 山岡 光徳
- 内科 杉淵 光徳
- 内科 山田 鏡悦
- 内科 松岡 和子
- 内科 鈴木良之助
- 内科 成田 一二

新しい顔ぶれ



副議長 杉淵武一郎



議長 桜井与之助



庄司 博



佐藤 一郎



米倉 甚逸



金田 一蔵



斎藤 孝蔵



福岡 六蔵



桜井 良蔵



金田悦財門



三浦 富司



福岡金四郎



木村 恒三



小野安之助



高橋仁一郎



関 喜兵衛



工藤文之助



小林 貞雄



山田宇三郎



佐藤伊右衛門



後藤 要助



成田 長夫



藤島伊八郎



松橋彦左衛門



三浦 甚助



吉田 武治

国保窓口 四月から被保険者証が新しくなります。これまでの青色から黄色へ変わります。役場では被保険者証の更新のため各部を巡回しますから必ず更新しましょう。

商工会事務所 役場へ移転 合川町商工会(会長庄司修一)の事務所が去る一日から役場事務室へ移転しました。

国保の窓口 四月から被保険者証が新しくなります。これまでの青色から黄色へ変わります。役場では被保険者証の更新のため各部を巡回しますから必ず更新しましょう。

松橋さんらを表彰

第九回町制施行記念日に

町では、三月三十一日九回目の町制施行記念日にあたり、午前十時から合川劇場において記念式を行ない、席上町政功労者として松橋由於氏(前町議会議員)をはじめ、五百八人の納税優良者と六十名の国保協力優良者が表彰された。(写真は、輝かしい町制記念式)



おされ、四カ村のちがった合併条件や難問をよく調整、小異をすて大同に立つた理想と希望をかかげ情熱をつくして説得にあたり、九年前の昭和三十年三月三十一日輝かしい合川町の誕生をみるこができた。

今日、町の誕生九歳。小さな貧しい町ながらも町民の心は誇りと希望がいっぱい입니다。それこそ明日の発展建設の力であり、合併条件や難問をよく調整、小異をすて大同に立つた理想と希望をかかげ情熱をつくして説得にあたり、九年前の昭和三十年三月三十一日輝かしい合川町の誕生をみるこができた。

川口小学校指導をはじめ、町内各小学校を歴任し、教員生活十五年の後、さらに海外雄飛を志して台湾の基隆に渡り、二十五年間印刷業を営んでいたが終戦によって郷里へ引揚げる。

氏の人柄は厳格の中に社会正義の気魄を貫きながら人情に厚く、よく人々のめんどろを見られ皆から「おぢいさん」「議長さん」と親しまれていた。

昭和二十九年、当時の上大野、下野、落合、下小阿仁の四カ村が町村合併を目ざして合併協議会をつくられたときは、その高潔と円満な人柄を買われて会長に

十二日午後十時ごろ木戸鎮火した。原因については米内沢警察署で調査の結果、小野さんが密集していたため、風呂場の不始末とわかつたとのこと、その損害額は約五百五十万円である。

木戸石で十一棟焼く

風呂場の不始末から

石部落の小野さん(小野)方から出火、無風状態であつたにもかかわらず、小野さんが密集していたため、風呂場の不始末とわかつたとのこと、その損害額は約五百五十万円である。

原因については米内沢警察署で調査の結果、小野さんが密集していたため、風呂場の不始末とわかつたとのこと、その損害額は約五百五十万円である。

総売上高2.785万円

葉たばこ耕作者の努力が実る

葉たばこの耕作者にとつて一年間のがんばりが報わられるかどうかわからないといふ不安が、去る二月十日から十九日まで新築された米内沢取納所で行なわれ、合川町の人たちの総売上高は

問 私は合川町に在住の中学生の子供をもつ母親の一人としてお尋ねしたいです。去年は米内沢より中学校までスクールバスが走っており、今年に限り四月より中止になりました。父兄の方が沢山乗るのに生徒も乗ることになり時間的にバスが混雑し、何かと不便を感じますが、またスクールバスを走らせようか。それ町の子算の関係か、それともバスの不足なのかお知らせをお願いします。(質問は匿名です)

答 お尋ねの道城方面のスクールバスの運行中止についてお答えいたします。昨年はバス会社と折衝の結果、中学校特設バスの運行をみました。しかし定期券などによる生徒の利用状況があまりよくなかつたという理由から今年のダイヤ編成から除外されてしまいました。そこで町(教育委員会)では生徒の通学の問題として、バス会社と交渉したが、営業上どうしてもスクールバスの運行はできないが、定時の

向う三軒両隣りから

火事になるような気がしませんか

互に注意しあふことが必要です。消防団でときどき火の元点検をやっています。どうか町民の一人一人が隣り近所の火の元点検者になって下さい。

あともがき

いままでも、もっとも町民の皆さまと町づくりの力を合せたいという役員の勤務仕様が変つた。職員の見直しは必要です。広報活動にあたることになつたのでどうぞよろしく。(広報係 松橋新)

こととして九回を迎えた町づくりの記念式で松橋由於氏(三里)前町議会議員が別項の功績によって表彰されたが、合川町を生まるに、その生い立ちの苦しみにあつた松橋由於氏の発足記念日に町の総意によって表彰されたことは、松橋由於氏はもちろん意を伝える山田町長も感ぜざるものがあつたであらう。

松橋由於氏は、明治十九年十月、三里の旧家松橋家の長男として生れ、こととして満七十七歳。学校の先生を志して秋田師範学校を卒業したのは明治三十九年三月



め医療費をあげず、国民健康保険税を完納した六十人が表彰された。オイヤの町は皆の力を出し合つて明日からの明るい町づくりに合言業にその幕を閉じた。

松橋由於氏は、明治十九年十月、三里の旧家松橋家の長男として生れ、こととして満七十七歳。学校の先生を志して秋田師範学校を卒業したのは明治三十九年三月

固定資産の評価がえをめぐって

問 固定資産の評価がえをめぐって、自治大臣が定める評価の方法に従つて市町村長が適正な均等のとれた評価をしななければならぬことになっています。

問 今年はどうして評価が改定されることになったのですか。

答 固定資産税が市町村税として賦課されたのは、昭和十五年度からです。その課税の客体は、土地、建物、宅地、山林、原野

問 地方税法では三年に一度評価を行なうことになっています。今年は何で改定年度になつたのですか。

答 評価は、全国的に統一した方法で行なうことになっています。今年は何で改定年度になつたのですか。

問 固定資産税の改定は、全国的に統一した方法で行なうことになっています。今年は何で改定年度になつたのですか。

答 評価は、全国的に統一した方法で行なうことになっています。今年は何で改定年度になつたのですか。

問 固定資産税の改定は、全国的に統一した方法で行なうことになっています。今年は何で改定年度になつたのですか。

答 評価は、全国的に統一した方法で行なうことになっています。今年は何で改定年度になつたのですか。

問 固定資産税の改定は、全国的に統一した方法で行なうことになっています。今年は何で改定年度になつたのですか。

答 評価は、全国的に統一した方法で行なうことになっています。今年は何で改定年度になつたのですか。

問 固定資産税の改定は、全国的に統一した方法で行なうことになっています。今年は何で改定年度になつたのですか。

答 評価は、全国的に統一した方法で行なうことになっています。今年は何で改定年度になつたのですか。